

厚岸町議会 平成26年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成26年12月12日

午前10時02分開会

- 委員長（中川委員） ただいまから、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を続会いたします。

62ページの2目道路新設改良費から進めてまいります。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、68ページ、3目除雪対策費、3項河川費、1目河川総務費。ありませんか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 別寒辺牛川水系の砂防施設整備事業、25国債と26国債があるんですが、この工事の完成した写真等を次期議会に提出していただけないかということと、その効果がどうなのかということも含めて説明できるようにしていただきたいと。

それから、トライベツ川に砂防ダムがあるんですが、そこにスリットを入れたんですが、当初はスリットを入れた後、しばらくの間は、あれは魚道かなんかのコンクリートがスリットのところに入っていて、水がうまく流れていかないということで、どうしても浅瀬ができてしまうということで、魚の遡上等に非常に上手に利用できないという危惧が専門家の人たちから言われていたんですが、現在はそれがどういうふうになったのか、それについてちょっと説明していただきたいのですが。

- 委員長（中川委員） 休憩します。

午前10時04分休憩

午前10時05分再開

- 委員長（中川委員） 再開します。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） まず、完成写真については、次の議会ということでよろしければ用意はさせていただきたいと思います。

それから、トライベツ川の砂防ダムの関係、スリットの部分と魚道の関係でありますけれども、スリット完成前には橋の横のほうに魚道をつけて、そこを流していたわけで

すけども、そうではなく、その魚道ではなく橋をスリット化したということで、その機能は十分に果たしているということで、先生方からもそのように聞いております。

今年は、スリットをした際に、川の流れ等を調整するために、少し下流のほうに横坑というもので川の流れを調節するための工事を施工したんですけども、それももう十分に役割を果たしたということで、先生方から撤去していただきたいというお話があって、先般、建設課のほうで撤去を終えて、今は先生たちが期待するような川の流れと魚が住みやすい環境になっているのかなというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ひとつ資料のほうは、後でよろしくお願ひいたします。

それから、砂防ダムのスリットの問題ですけど、私も何回かあそこを見ているんですけども、当初スリットのすぐ下流というか、ダムに付随したものだと思うんですけど、コンクリートが川底にあって、それが結果的には流れを妨げているということで、水が広がってしまうということで、川の深さを保つことはできないということだったんですけども、それはどういうふうにして解決したんですか。そのコンクリートはとられたのか、それとも、何か別な工法で流れをつくったのか、それをちょっと教えていただきたい。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） コンクリートはそのままの状態しております。水も自然の流れが川の両側に土砂を集めて、自然な蛇行ができていて、そういったスムーズな流れになったと、そういうふうに理解しております。

●委員長（中川委員） ほかに、ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

72ページ、4項土地計画費、1目土地計画総務費。

（な し）

●委員長（中川委員） 3目下水道費。

（な し）

●委員長（中川委員） 5項公園費、1目公園管理費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 6項住宅費、1目建築総務費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2目住宅管理費。
3番、石澤委員。

- 石澤委員 町営住宅なんですけども、それぞれの棟によって管理の仕方があると思うんですけど、管理組合なんかつくって話し合いをしながら、町営住宅の宮園とか白浜とかありますよね。それから、うんとこっち行った梅香とかありますけど、それはその棟ごとに管理組合なんかできてきているのか、それとも宮園団地全体、そういう団地全体で管理組合をつくっているのか。

- 委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） それぞれの団地等に、いわゆる管理をどうするかというような役割を果たす管理組合というものは存在しないんですが、それぞれの棟に住宅管理人という方がいらっしゃるんですけど、これは町のほうからお願いしているわけなんですけども、毎月定期的な報告等をいただいた中で、公住のご要望なりお聞きしている状況であります。

- 委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

- 石澤委員 住んでいる人たち同士の何かのトラブルなんかがあったときは、その人が中心になっているんな解決策に当たるということですか。それとも、その人たちと一緒に、町も責任あると思うんですけど、入って解決に当たるということなんですか。

- 委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 管理人の役割ということになるわけなんですけども、そういう環境整備がきちんとされているかどうかだとか、危険な利用がされていないかどうかというのは、それはお願いしているわけなんですけども、住民同士等のトラブルを解消する役割までは実はお願いしているものではないんですけど、逐次入居者あるいは管理人から、そういった苦情等に対しては町のほうから出向いて、余り管理人さんに責任を負わせないような形で、事情をお聞きしたりするような中では協力いただいておりますけども、基本的には、トラブル等の解消は町が行わせていただいております。

- 委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今現在そういうトラブルを抱えている団地とか、それから過去にあったとか、そういう問題というのは厚岸町の場合どうなっているんですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 団地等の名称を出すとちょっと問題があるかなと思いますけども、やはりあった事例としては、精神障害のある方が同じ棟に住む人にいじめられているだとか、一般の人には感じないことをその人は感じるようでありまして、そういう警察にも介入していただくような事例があったりということで、そういった事例があった関係では、その方は現在入院されているということで、その問題については今休止状態の状況になっております。こういった関係では、町だけではどうしても改善するということが難しく、その本人の関係者であるだとか、もちろん本人、そういった病気の関係の分については非常に長くかかる問題でありますけれども、障害というものを皆さんで理解し合おうというような中で、改善に向けて取り組んでいる事例があります。

また、最近では、夜間に消防車が出動するというところが同じ入居者のところから出ている状況がございました。これは不注意ではなく、どうもお酒を飲んだまま魚を焼いて眠ってしまったと。火事騒ぎではないんですけど、煙が非常に充満すると。それで困る。それが二度も起きたらとんでもない話だと、何とかしていただきたいという苦情等は来ているんですけども、ここら辺も消防からも非常にきつく指導していただいたり、我々も何度かお会いして注意していただくような形で、今は落ちついているんですけども、そういった住民の不安があることに対しては、我々町が責任を持って対応するように努めているところでございます。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） 2目、ほかにございませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 今、ちょっと聞いていて、私も風聞で聞いていたんですけど、その宮園町営住宅でたびたびぼや騒ぎがあるというふうに聞いていたんですけど、それと今のは関係あるんですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） はい。そのような関係でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町の中、流れるうわさと実際と、やっぱり違うと困ると思うんですよね。何かトラブルがあるようなことを町中では言っているし、それから、何か郵便受けかなんかから煙が出ていたというようなことで、その住宅の住民が結果的には何かトラブルの原因になって、なかなか同じ住宅に住めないような状態が生まれているというような話を聞いているんですよね。以前にもそういうことがあったので、次の人が入った。次の人が入ったけれども、その人も結果的にそういうことが起きると。そういうことは全くの風聞なんですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） やはり同じところからそういう二度起きるということは、やはりまた三度目も起きるのではないかという非常に強い不安を持って生活をしているんですといったことで、町で何とかしてほしいというそういった現実的なお話として、私ども承っているところでございます。

●委員長（中川委員） ここで、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。
8款1項消防費、1目日常備消防費。

（な し）

●委員長（中川委員） 2目災害対策費。

（な し）

●委員長（中川委員） 3目消防施設費。

（な し）

●委員長（中川委員） 9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。
6番、堀委員。

●堀委員 私は、9月のときに、各学校で立てられたいじめ防止の基本方針について出してくださいということで資料要求して、今回出していただきましたので、この点についてお聞きしたいんですけれども、まず初めに、法律、いじめ防止対策推進法ですか、の法律第12条、国の基本方針の第2の2の（2）の規定を踏まえて、地域基本方針を策定するようになっているんですけれども、厚岸町においてこの厚岸町のいじ

め防止の基本方針、これが既に立てられているのかどうなのか、それについてまず教えていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） ただいまお尋ねのありました地方いじめ防止基本方針の部分につきましてお答え申し上げます。

国の定めるいじめ防止対策推進法の第12条において、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努力義務が規定されているところでございます。厚岸町教育委員会において、現在のところ厚岸町教育委員会としての基本方針は定めていないところであります。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 国が求めているのは、市町村に対して求めているんですよね。これはあれですか、教育委員会のほうでつくらなければならない、それとも市町村のほうで、町長部局のほうでつくらなければならない、どちらなのかなというものがまず1点目の疑問としてあるんですけれども、国はあくまでも市町村、市町村、市町村と、教育委員会につくりなさいとは言っていないもんですから、そういった中で市町村側のほうに作成義務があるのか、義務じゃなくて努力目標として課せられているのかですね。あくまでも、つくるのは教育委員会のほうがつくるのかというものをまず聞きたいというふうに思うんですけれども、それであると、まだ厚岸町として基本方針がつくられていないといった中では、今後つくる予定があるのか、つくるとしたらばいつぐらいまでにつくるのかというものを教えていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） お尋ねの、つくる主体はどちらなのかという部分でございますけれども、北海道におきましては北海道教育委員会がこの地方いじめ防止基本方針については策定をしているところでございます。それに倣うとした場合は、厚岸町においては厚岸町教育委員会が主体となって、このいじめ防止基本方針をつくることになろうかとは存じますけれども、管内においてこの地方いじめ防止基本方針を策定している町村は、今のところはありません。厚岸町においての今後の方針、方針の方針というか部分につきましても、今のところは国、北海道、さらには学校においては学校ごとの基本方針があります。その中で進めていくのがよいのではないかとというふうに考えておるところでございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 北海道のいじめ防止の基本方針は、あくまでも北海道と北海道教育委員会の連名になっているんですよね。であれば、やっぱり当然、もし市町村でつくるとしたらば、

厚岸町と厚岸町教育委員会の二つでつくらなければならない。北海道のいじめ防止の基本方針の中には、例えば、重大ないじめがあったときには、これは市町村長に報告があって、市町村長から各議会のほうにも周知をするというような、重大事態への対処といった中ではそういうスキームが示されているんですよね。であれば、やはり当然、厚岸町のほうとしてもしっかりとした取り組みをしなければならないんでしょうけれども、今現在、厚岸町としてまだつくる考えがないというんですけれども、ただやはりこういう万が一重大ないじめ事態というものが発生したときというものであれば、やはりそれに対してのしっかりとした対処をしなければならないんであれば、やはりこれは市町村としてもしっかりとつくっていくべきじゃないのかなと。

既に国も方針があって、北海道もあってといった中では、市町村も速やかなる作成というものがやはり必要じゃないのかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） この点につきましては、来年以降実施する教育総合会議のいじめの迅速な対応というのは一つの大きなテーマにもなっております。この会議の中には、教育委員と町長が入っての協議ということになりますので、その中でどういう方針、あるいはほかの町村においてもどういうふうな方針を立てていくかというのを見ていきながら作成してまいればというふうに考えております。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 北海道のいじめ基本方針の中では、市町村ごとのいじめ基本方針の作成状況も公表されるようになっていきますよね。でしたらば、やはり厚岸町がまずほかの市町村よりも先んじた中で、いじめに対してしっかりとした対処をしていくのだというものを内外に示す上でも、早期の作成を求めたいというふうに思います。

そこで、資料として各学校のいじめ対策の基本方針なりを出していただいたのですが、私これを見てびっくりしたんですよね。いじめ対策の基本方針というのは、各学校がその学校の実情に応じて、それぞれの学校ごとが教職員なりも含めた中で、学校としてどのようにしていくんだというものをしっかりとした協議の中でつくられているんだろうなというふうに思って見たんですけれども、実は、真龍小学校のいじめ防止の基本方針や床潭、高知、真龍中学校、これらまるっきり同じものなのですよ。コピーと言ってもいいくらい。なおかつ、厚岸小学校もそれじゃどうなのかというと、項目立ては若干違うのですが、中身として書かれていることはほとんど同じなのです。じゃ、これは一体各学校がどのような考えでいじめ防止の基本方針を各学校が立てられたのかというのを聞きたいと思いますし、また、各学校が、この基本方針をつくるに当たって、教育委員会はそれじゃどのようなかわり方をしたのかというものを聞きしたいんですけれども。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 各学校の定めている基本方針、学校ごとに実情に応じて作成をするという内容になっています。確かに、今回、法が施行されまして、初めての基本方針の策定ということで、学校ごとによっては基本となるものをベースに作成をしている実情も確かにございます。学校によってほとんど同じになっている部分もあるかとは思いますが、それは、いじめの対応に当たって学校ごとに違う対応をすることもあられるかもしれませんが、基本的な対応としては、ベースにあるものは一貫しているのかなど。方針ですので、それに基づいてさまざまな細かな対応というのがされていくことになるというふうに考えております。今後、これにつきましても、随時学校ごとにその実情に応じた微調整がされてくるかもしれません。その中で、学校ごとに進んでいくことになるのかなというふうに考えております。

また、この作成の基本方針の教育委員会のかかわりということに当たっては、方針の作成の枠組みであるとか、どのような形で作るのがいいのかと、そういう部分では、何と言うんでしょうか、こういう項目でとかという部分については相談に乗らせていただきながら、ベースになるようなものを提供しながら、私どもも最初のことでございますので、こういうものというのがない中での作成ですので、基本となるものをつくらせていただいて、その中で進めさせていただいたというような内容になっているところでございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、各学校もうほとんど教育委員会とかで示された内容で、学校名だけを変えてコピーでいいと。各学校が、それで本当にいじめの撲滅というのに対して真剣に取り組んでいるのかということになると甚だ疑問に思うんですけれども、これで厚岸町、しっかりといじめ防止というのに取り組んでいると言えるんでしょうか。もっと、やはり各学校が真剣になって、やはり学校長や教頭から下の教員たちに示されるものじゃなく、もっと下の教員たちから上に上がってくるような、そういういじめ対策の基本方針でなければならぬんじゃないでしょうか。私はそのように思うんですよ。

本当にいじめをなくしようと思うのであれば、やはりそういうところからやっていかなければならないのに、今回のものを見れば、全然もうコピーとっていいぐらい。ちょっと字のポイントが違うぐらいで、何かだまされそうになったんですけれども、本当に学校名だけが変わっている。そういう同じような基本方針の中で、それで本当にいじめの撲滅に真剣に向き合おうとしているのかというものは疑問なんですけれども、大丈夫なんでしょうか、厚岸町のいじめ対策としましては。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） ご指摘の部分は十分わかります。

厚岸町の学校が、いじめについて取り組んでいないのではないかとのご指摘でござ

いますけれども、この法律が施行される前から町内の学校は、真龍中学校を例にとりましても、いじめに対する取り組みを進めてきておったりしております。現場は本当に忙しい中で、子供たちがいじめられていないかだとか、そういう部分、本当に現場の先生方、苦勞して、日々子供たちの生活の状況であるとかそういうのを見ていただいております。

確かに、毎年いじめの調査やっております。実際、いじめられているのかとかというアンケートもあります。その中で、当然ないほうがおかしいんです。ないというのは、私は現実的にないんだろうと思います。ただ、それをどうやって見つけて、それに対して適切な対応を図っていくかということが大切なんだろうと思います。いじめはあってはならないというような言葉がありますけれども、あってはならないという言葉が何かしら呪縛のように、あってはならないということであるからないんだという、そういう現場の変な解釈の仕方、全国的にいじめがあったときに、後々教育委員会の対応が適切でなかったであるとか、そういうふうになっていくんだろうと思います。いじめはあるんだというふうにして、現場も変な先入観を持たないで、子供たちの日々状況を見ながらきちんと対応しているというふうにして、それは法律が施行されようが、国の方針が示されようが示されまいが、過去から現在においてやってきていることであります。

ただ、その中で、形式だけの方針ではないのかというご指摘は、確かに真摯に受けとめさせていただきますけれども、今後これを継続的に見直していく中で、またさらに前向きに取り組んでいきたいというふうには考えておるところでございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 何とか、厚岸町の基本方針の作成とあわせて、やはり各学校の実情というものをしっかりと捉まえた中で、各学校の基本方針の見直しなども進められた中で、いじめ防止に対して頑張っていただきたいなというふうに思います。

また、今回のこの各学校の対応というものは、私のほうから北海道教育委員会のほうには実情としてしっかりと申し入れさせていただきたいなというふうに思いますので、その点についてはお知らせしておきます。

以上です。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 課長からもお話しあったとおり、現場のほうではクラスの友人関係、あるいは家庭との問題等、担任を含めて、逆に言うと先生が孤立しないように連帯する中で対応していくというのが大切だというふうに思っておりますし、市街地4校については級友テストというのかなり前から実施していて、子供たちの孤立している状況、あるいは不満がある状況というのでも細かく調査をする中で、このクラスの状況が今いい方向に向かっているのか、あるいは危険なんだろうかというのでも客観的に調べられるようなテストも実施をしております。それは、ただ級友テストをするということでは

なくて、当然その級友テストをどういうふうに分析して、どう生かしていくかということが大切ですので、これについても何度も研修を行う中で、的確に使えるようにというふうなことも実際に行ってきております。

どうしても基本方針という中では、網羅的になっていかざるを得ない。ですから、これは一つのことをただコピーしたというよりは、校長先生たちがいろいろと協議する中で、初めてのことでありますので、漏れのないようにという意味でつくっているということもご理解をいただければというふうに思います。また、来年度に向けて総合教育会議の中で、この点についても対応してまいりたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2目事務局費。

（な し）

●委員長（中川委員） 6目スクールバス管理費。

（な し）

●委員長（中川委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、学校ごとに光熱水費の補正がなされているんですが、この主な内容はどのようなことなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 今回、補正で上げさせていただいております各学校の学校運営費の部分でございますけれども、光熱水費、特に電気料金の部分で、11月までの実績、さらには3月までの見込みを見込んだ中で、それぞれの学校において不足額が生じるという中で上げさせていただいております。

各学校ごとに、総体的には電気料金の単価アップの中で不足が見込まれる学校について、今回の12月に補正を計上させていただきたかったという内容でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、盛んに省エネだとかそういうことが言われております。その一方で、インフルエンザ等の流行だとか、そういうものも非常に懸念されるんですが、学校の場合、省エネだとかということで設定温度を一時期より低く抑えているとか、そういうことをしているのかどうなのか、そのあたりちょっとお聞きしたいんですが。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

学校における暖房についての指導といいますか、そういう部分については、春の校長教頭合同会議の中でお話しはさせていただいておりますが、やみくもに暖房を止めるだとか、そういうお話は一切しておりません。当然、こういうご時世でございますから、のべつ幕なし暖房を入れておくということでは絶対ありませんけれども、各教室であるとか、体育館であるとか、そういった部分、適切な管理状況のもと、使うときには要するに暖房は十分していただくと。そのかわり、使わないときにはこまめに切っていただくという中で、もう再三お話をさせていただいて、学校のほうも厚岸町は他町村に比べて本当に学校の光熱水費、特に暖房の部分については理解があるというふうにお話をいただいておりますし、町教委のほうとしても、そういった中で進めているというふうに認識をしております。

暖房を止めたことによる、止めたことによるといいますか、そういう暖房の影響でインフルエンザが大量に発生しているだとか、そういうことはないというふうに考えて認識しております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、そうはいっても、やはりこの財政厳しいそういうことから、そういうことが起こっては私は困るというふうに思うんですよね。それがきちんとなされているというのであれば、いいんですけれど。

ちょっと先走って悪いんですが、この中学校のほうはそれがいいんですが、今回はどうしてなのでしょう。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 今回、中学校費における運営費の光熱水費については補正を上げさせていただいておりませんが、今のところ、見込みを含めてまだ補正の域には達していないのかなど。ただ、3月の時点で、今後、季節的な気温の問題であるとか、その年ごとによる変動等ありますから、そういった部分で変わってくる可能性はありますけれども、今現在のところ中学校においては4校ありますけれども、その部分については補正の見込みはないというふうに考えております。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

●委員長（中川委員） ほかに1目で、学校運営費ではありませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 今伺っておったんですけど、私も子供たちに寒い思いやひもじい思いを決してはならないと、その思いは変わりません。ですけど、今回、光熱費、水まで入っているんですけども、29万9,000円と、それから13万3,000円計上されているんです。私なりに考えると、暖房なのか電気代なのかその辺がよく理解できないんです。それらを含めて1本になっているんですけども、学校運営費の中で各学校、教育委員会関係、私ずっと毎年この決算時点での不用額が毎年同じように多いんです。だから、この時点で推測するのは非常に難しいと思うんですけども、毎年同じように不用額が残ってくるんですよ、この水道光熱費の中で。今やって、3月にやって、決算次期の不用額というものが子供たちに非常にひもじい思いをさせてはならない、そういう思いは分るし、その年によって油代も今年のように、今から下がってきますよ、これまだ。原油が下がってきているから灯油代、私は下がると思っているんですよ。ここで計上するんだけど、ほかの科目は非常に教育委員会関係、役所のほうもでもぼこしているんですけど、不要額が非常にこの周り決算時点できちんと整理されているんですけども、教育委員会関係は、私が判断するにはこの水道光熱費の関係については、従来依然としてこの四、五年間、余り変わらない推移をしていると思っているんです。

それで、改めてお尋ねをさせていただくんですが、この29万9,000円、細い数字は要りません。電気料なのか、何でここで29万円上がったのか、油代なのかどっちなんだかわかんないんですよ、僕はね。電気代が今回上がったからこういうふうにならなくなったのか、それとも油代なのか、電気代なのか、どうなんですか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） ご質問の部分でございますけれども、今回ご提案申し上げている4校の小学校分の光熱水費につきましては、全て電気料でございます。厚小と真龍小学校につきましては、暖房自体を電気で行っております。というところから、電気暖房における電気料と。一方、太田小学校と床潭小学校につきましては、一般的な電気料という中での見込みということになっております。

灯油暖房を行っている学校につきましては、燃料費の中で予算を計上させていただいております。その他の学校につきましては、今回、燃料費関係における補正の見込みはございませんでしたので、今回は未計上とさせていただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 はっきりね、きちっと説明のときに計上するのは水道光熱費ですよ。みんな灯油だと思うんです。それじゃまずいと思うんですよね。電気代でこんだけ上がっているんであれば、きちんと電気料金の値上げでこうだと。電気料金の値上げは各課みんなそうだと思うんですけれども、きちんと明示されているんですよ。町みずから、きちんとこの分上がるものを計上しなければ僕はだめだと思うんですよ。水道光熱費、それから灯油代が上がるから、下がるからと僕は一瞬思いましたよ。それではやっぱり、この計上するときにきちんと電気料金の値上げですよと、そういうような答弁をしてもらわないと、はっきりわからないんです、我々は。私なりに精査させてもらっているんだけど、この水道光熱費、水道なのか何なのかわかんないんですよ。

たかだか29万9,000円かもしれません。でも、僕はずっとこれ見ているんですけども、さっきも冒頭言いました教育委員会関係の施設、学校、建物、大きいですよ。ですから、そのレベルからすると、この金額は非常に小さいと思っているんです。ですから、議案もらったときに、ああ、電気代、上がってきているよな。でも、非常に下がっていますよ、油代。そっちの関係かなって、夕べまで思っていました。

やっぱりきちっと、ほかの部分については、教育関係もほかの分も非常に不用額に対してデリケートにきちっと精査していると思います。ですけれど、この水道光熱費に関しましては、教育委員会関係がまだまだはっきりきちっと精査されてないなと私なりに理解しているんで、今後もきちんと整理をしていただきますようによろしく願いいたします。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 委員のご指摘の部分につきましては、今後さらに意を払いながら、より実績値に近い数字を計上していけるように努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 9番、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） じゃ、ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。
2目学校管理費。

（なし）

●委員長（中川委員） 3目教育振興費。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 今回、この要準要保護児童生徒就学援助費16万9,000円、それから学校給食費のほうで19万1,000円という補正がなされているんですが、この内容どういうことなのか。

それと現在、今年度に入ってから学校給食費の納入状況はどうなのか、未納があるのか、そのあたりはどうなのでしょう。

- 委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まず、小学校の要準要保護児童生徒就学援助の内容でございますけれども、それぞれ項目立てで予算を組んでございます。今回、当初予算に比べまして、学用品費、通学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費、それぞれの見込み人数が増加したことに伴う予算の補正ということになっております。さらには、学校給食費におきましても、当初の見込み人数から若干認定者の人数が増えたところの増加になっております。それぞれの項目によって人数が異なっておりますので、例えば一番メインなところの学用品費でいきますと、当初73人で見込んでいたところが、実績プラス見込みで85人になる。また、通学用品でいくと、60人で見込んでいたところが、実績プラス見込みで71人になるというような積み上げの中で、今回16万9,000円の増額をお願いをしたいという内容になっているところでございます。

また、学校給食費においても、当初の73人が85人になる見込みであることから、食数が春から単価も上がっておりますけれども、9,594食増える見込みになりますので、19万1,000円の増額の補正をお願いをしたいというところでございます。

なお、今年度の給食費の納入状況でございますけれども、ちょっと今手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただいて確認の上ご答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- 委員長（中川委員） 休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

- 委員長（中川委員） 再開します。

教育委員会管理課長。

- 管理課長（高橋課長） 学校給食費の滞納分の関係でお答え申し上げます。

平成25年度分の内容でお答え申し上げたいと思っておりますけれども、現在のところ年度当初繰越額で8万1,726円あったものが、12月現在では3万1,726円ということで、滞納分ということで今進めておりますけれども、給食センターのほうで継続的な対応により滞

納額は圧縮していつているというような内容になってございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、いつてみれば要するに通学費だとかそういうものを除けば、学用品費、あるいは給食費の扶助だと思うんですよね。これを見ると、10人以上増えているということになると思うんですが、厚岸町の町内の小学生が何人いて、現在対象者は何人なんですか。

すみません。それと、世帯にすれば何世帯あって、何世帯が扶助の対象になっているのか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 人数の部分についてお答え申し上げたいと思います。

現在、小学校の児童数が502名、これに対しまして、現在の要保護児童数が11名、準要保護児童数が79名、計90名ということになっております。また一方、中学校におきましては、全校生徒数が250名、うち要保護生徒数が9名、準要保護生徒数が26名、計35名。町内における要保護児童生徒数が20名、準要保護児童生徒数が105名、計125名ということになっております。この数字につきましては、前年度の同時期の比較でいきますと、小学校では要準を合わせて12名増加しているところであり、中学校におきましては要準合わせて17名減少しているところでございます。総数でいくと5名減っておりますけれども、小中合わせるとほぼ横ばいというような形なのかなと認識しているところでございます。

それから、人数の部分はそういった状況になってございますけれども、ちょっと世帯数になるとそれよりは減る形になるんですが、具体的な世帯数の数字は現時点ではちょっとつかみ切れておりませんが、時間をいただければ、よろしいですか。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 先ほど、学用品費が85人、給食費も85人と言ったんですけど、79名と今おっしゃってますよね。この違いは何なんですか。もう一回ちょっと調べてき、ちっと教えてください。その増えた数が、先ほどは73人から85人というふうに説明していますよね。そうすれば12名増えたことになるんだけど、今90名っておっしゃっていますよね。さっき聞いたのとは全然数字が変わっていくんですけど、90人でない、79人か。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 実績と見込みの部分でお答えをさせていただいておりまして、学用品費でいきますと82人の実績プラス3人の見込みということで85人というふうにお答えをしておりますけれども、現時点では要準合わせて90人、準要保護でいくと79人と

申し上げましたが、これにつきましては一度認定といいますか、助成を受けた後に外れると。外れるというか、実績の中で外れてしまうということで、ずっと援助を受けていない人数も含まれておりますので、実際には今現在79人いたとしても、実績の中で給付を受けている人数は実績値の中に計上されてきますので、人数的には予算上の人数としては増えていると。今現在は何人かということになると、今現在認定を受けているのは79人と、小学校でいけばです。ただし、4月から11月の間に給付を受けて、その後に外れてという人数も予算の中には計上されているので、人数のカウントとしては上がってくるのかなというような内容になってございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 分かりやすい説明をしてほしいんですけど、それでないと結果はさっきは73人予算を当初見ていたと。ところが、その後増えて85人になったということで16万9,000円、19万1,000円をそれぞれ予算化したんだという説明だったんですね。だけれども、出入りがあったとしても、実際には、そうすると、その中で止めた人もいるけども、新しく準要保護の援助を受ける人がいて79名だというんなら分かるんですけど、さっきの説明を黙って聞いていると、73名から12名増えて85名というふうになっちゃうんですね。みんなそういうふうに、私が1回で止めていけば、そういうふうに聞いて終わりなんですよね。だけれども、実際違うんだというのであれば、やはりそういう出入りがあったって、現在は何人になりますという説明をしていただかないと私は困るのではないのかなというふうに思うんです。そのあたり、きちっとしていただきたいなど。

それと、前年度の給食費の未納については説明を受けたんですが、今年度に入ってから未納、給食費が遅れたり払えないでいるというようなところから、この準要保護に変わっていったとか、あるいは要保護に変わったりするのかなどうかちょっと分かりませんが、そのあたりの推移みたいのはどうなんでしょうか。今、学校に納めるお金というのはどういうふうになっていたか、最近ちょっと分かんないんですが、そういうものがきちんと納められていない家庭がふえているのかなのかというあたり、ちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 準要保護の人数の出入りの部分の説明については、大変説明の仕方が悪く申しわけございません。今後わかりやすいような説明に心がけたいと存じますので、よろしく願いいたします。

また、給食費の現年度の部分については現年度の中で進んでおりまして、繰り越しが幾らという部分での数字は捉まえておらないところがございます。ということは、毎月のやりとりの中で、1カ月遅れたり、もとに戻ったりという部分もあるものですから、総体的には順調に入っているとは認識しておりますけれども、そんなずっと春から滞っているというような案件は聞き及んでおりませんので、例年どおりのごとく納入していただいているというふうに考えているところではございます。

そしてまた、推移の部分も、ちょっと今データとして手元にはないものですから、ちょっとお答えはいたしかねるんですけども、その準要保護の給食費の支払いの部分につきましては、教育委員会のほうから学校長のほうに振り込みをさせていただいて、それから給食会計のほうに給食費が納入されていくというような流れで進んでいるところでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 私が聞きたいのは、この準要保護制度って、どんな子供にもやっぱりきちっとした義務教育を受けさせる、そういう義務があると。これは国の責任でもあり、地方自治体の責任でもあるということからこういう制度があるわけですよ。そういう中で、やはり今非常にいろいろなことが言われていて、格差社会だとか、お父さん、お母さんが大変な状況に置かれている子供たちも随分いるというふうに言われているんですけど、そういう影響を受けながら、子供たちを町がきちっと対応していくということから、この制度を活用して子供たちが教育を受ける仕組みをつくっているわけですよ。

そして、そういう中で、厚岸町が今回補正予算をしなければならなかったいきさつみたいのがあると思うんですよ。これは、今12月の議会にこれが出てきているわけですから、途中でもし当初見込んだより大幅にふえる可能性があるとするれば、もう十何人もふえているわけですから、そうすれば、どっかの段階で、もっと早い段階で補正をしなければならぬと思うんですよ。それが12月の議会になっているには、それなりの理由があって補正していると思うんですよ。ですから、途中で準要保護を申請しなければならなくなった家庭が、学期始まる当初ではなくてその後に起きているのではないのかなというふうに思うんですが、それはどういう流れなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時14分再開

●委員長（中川委員） 再開します。

教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まずもって、就学援助制度の考え方については、委員もご指摘のとおり、経済的理由によって就学困難と認められる子供たちの必要な援助を与えなければならない精神から、町としてもこの諸政を実施しているというのはご理解いただいております。また、今回上げさせていただいている準要保護の補正の推移といいますか、考え方につきましては、前年度の実績人数、1年生から6年生、さらには中学校の1年生から3年生が繰り上がっていきますので、2年生から6年生の見込みとを勘案して、翌年度入っ

てくる小学校1年生が何人該当になるかということ予測して予算を立てさせていただいております。その中で、当初予算で73人と見込んでおりましたけれども、1回目の認定で既に二人ほど多く75人ということで認定をさせていただきました。さらに、9月、10月の段階において12名の増加がございましたので、その部分については年度内の予算の中で、9月の時点ではまだ執行が可能であったということで補正対応はしなかったと。今回において、見込みの部分で不足が予想されるということで、12月の段階でこの補正を上げさせていただいたというような推移になっておりますので、説明がうまくないかもしれませんが、そのような推移で流れていることをご理解いただければと思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 たしか厚岸の場合、この就学援助は生活保護の1.2ですよ。ただ、今、生活保護費が引き下げられたりしておりますので、そういう点ではどうなのかなと。それと、物価の変動も物価の値上がりもありますから、そのあたりも十分考えた対応をしていかなければならないというふうに思うんですけど、当初は73人が75人だったと、けれども途中から8月、9月で増えてきたというような今の課長の説明ですよ。そうすると、それはそれとして、何らかの理由があったのではないのかなというふうに思うんですよ。例えば、給食費が思うように納入されていないとか、あるいはそれを受ける学校に納めるお金がうまく納めれないとかいろいろあって、この制度を活用しようというふうになってきていると思うんですよ。その原因みたいなのは、当初はなかったけれども、8月、9月に出てきたというのは、それなりの理由があって出てきているのではないのかなというふうに考えるんですけども、そういうことをきちんと押さえているのかどうなのか、そのあたりはどうなのでしょう。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 前段の厚岸町における就学事業の生活保護基準に対する倍率の部分でございますが、お話のとおり1.2倍という内容の中で進めさせていただいているところはそのとおりでございます。そして、この準要保護に至る背景といいますか、理由につきましては、さまざまな家庭の事情であるとか、その家庭によって個々ばらばらではあると思います。例えば、途中で主たる生計者がお亡くなりになるだとか、あと、総体的に家計の収入の状況が下がってしまっただとか、あと一方では、生活保護を受けていた方が逆に生活保護を受けなくてもよくなるというか、そういう状況の中で生活保護は外れますけれども、収入的には1.2倍の中の準要保護の世帯としてそっちの枠に入ってくるケースもあるだとか、さまざまな理由が家庭ごとにあるんだろうというふうに考えております。

準要保護の厚岸町の枠組みという部分で、確かにほかの町村との比較もありますけれども、これにつきましては、厚岸町の単独事業の中でやらさせていただいておりますけれども、かねてからご指摘のある十分な援助制度という部分につきましては、今後も教

育委員会としてもさらに充実を図れるように、予算要求を含めた中で対応を図っていきたいというふうに一方では考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 何で増えたんだかさっぱり分からないような答弁で、結局分かりませんでした、今の答弁では。

ただ、10人以上増えるという、当初見込みより増えるというのは、やっぱり何らかの背景があると。そして、今まで状況を把握しながら当初予算を組むわけですよ。そうすると、それを超えた理由は、やっぱりいろんな背景があつて、きちんとかういう制度があるからかういう制度を利用しようとかと初めっから考えれる人というのはそういひのではないのかなと一般的には思ひんです。ところが、実際に、やっぱり大変な思ひをしていれば、学校のほう、あるいは民生委員の方だとか地域の人たちが、かういう制度を活用していったらいいんではないのかという、やっぱり援助をしてくれるかういう人のおかげで、この制度も活用されているんではないのかなというふうに思ひんですよ。

一応学校からは、年度初めでしたっけ、かういう制度がありますので対象になる方はいかうような何か文書も、自分も子供を学校終わつて相当たつてしまいましたからわからなくなりましたけど、かういう連絡を今もしているというふうに思ひんですけれど、かういうことをきちんとか活用できるかできないかというのひ、なかなかそれぞれの家庭では判断が難しいものがあるし、あるいは親の都合で、さっきから言っているように給食費等の未納だとか、ひもじい思ひをするかういふことがあつてはならないかういふことで、この制度を活用してほしいかういふことだと思ひんですよ。それを、やっぱり今かういふふうに増えてきている、今後もこれから寒くなつていくに従つてさらに増える心配はないのか。町の中の仕事も、だんだん外の仕事はなくなつてくるわけですから、かういふあたりでは今後の心配はないのかどうなのか、そのあたりはどうなんでしょう。あつた場合には、すぐ対応できるかういふ体制をとれるのかどうなのかを含めてお願ひいたします。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） 最初の制度の周知のほうでございすけれども、委員のお話しあつたとおひ、年度の初めに就学援助のお知らせというこひで、学校から全ての家庭に就学援助の制度についてのお知らせをさせていただいておひす。また、途中でかういふような事案に該当するかういふケースがあつた場合には、学校長も含めて学校のほうからかういふ制度があるというこひを働きかけていただいて、何も知らないまひで過ぎるこひはないように、きちんとかういふ制度の趣旨をその場面場面で適切に対応していただけるかういふお願ひもしておひるところでございす。

あと、ホームページにも教育委員会の部分では記載しておひすけれども、かういふ部分はそれとして、やっぱり現場の人間と人間のかかわりの中でかういふのが発生し

た場合には、なるべく速やかに申請がなされて、それで速やかな給付が受けれるというのがあるべき姿なのかなというふうに思っています。

今後、あと3カ月ございますけれども、その中で当然のごとく、またさらにそういった給付の対象が出てきた場合には、申請を受けつけた中で内容を確認させていただいて、しかるべき助成を行っていくというような考えでおります。

●委員長（中川委員） ほかに、ここではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3項中学校費、2目学校管理費。

（な し）

●委員長（中川委員） 3目教育振興費。

（な し）

●委員長（中川委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 2目生涯学習推進費。

（な し）

●委員長（中川委員） 3目公民館運営費。

（な し）

●委員長（中川委員） 4目文化財保護費。

（な し）

●委員長（中川委員） 5目博物館運営費。

（な し）

●委員長（中川委員） 6目情報館運営費。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 6目情報館運営費、91ページの修繕料27万6,000円、ここで伺います。

この内容については、カウンターの改善、LED、ダウンライト、4灯の取りかえと、これらに16万7,000円ぐらいかかるという説明は1回受けているんですよ。なぜこの時期に、まずこういう改善をなさったのか、この理由。それから、どのようなカウンターの改善をされたのか、この2点についてお伺いをさせていただきます。

- 委員長（中川委員） 教育委員会生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） まず、LEDにつきましては、4灯がつかなくなりましたので、これは交換しなきゃならないということで、これは開館しているところですので、来られた方にご迷惑をかけますので、これについては早急にしなければならないということで上げさせてもらいました。

また、カウンターについても、来客をカウントをするものですので、これについても入館者の出入りの関係できちっとカウントしなきゃならないということで、これについても早目にしなければならぬということで上げさせてもらいました。

- 委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 もうちょっと、僕が、耳が聞こえなかったのかな。

もともとLEDだったのが、今回たまたま切れたんで取りかえなければならないのかどうなのか。それから、カウンターの関係なんですけれども、情報館に入る入りやすいような状況にカウンターの衣がえとかそういうことなのか、ちょっとそのカウンターの改善というのは、どういう改善工事をされたのかわからないので。

- 委員長（中川委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） このカウンターにつきましては、人の出入りのカウントのみですので。

それと、LEDにつきましても、もともとついているLEDの交換ということでございます。

- 委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 カウント、カウンターでなくてカウントの関係。なるほどね。

それで、今年、委員長ちょっと広がるんで申しわけないですけども、入り込み状況、カウント、入館ですか、入館状況、平年と比べて、以前にも私、一般質問させていただきました。せっかくの厚岸町の情報館、学校も翔洋高校もあっちへ行ったら、非常に厳しい状況にある。ことしの例年と比べて、現時点での入館状況というのはどうなんでしょ

うか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 大変申しわけないんですが、まだ年度途中でありますので、そこまでちょっと比較はしていない状況でした。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 少なくとも一般質問しているわけですから、年度途中だから、休憩しなかつただけありがたいなと思っているんです。やっぱり、そういうことも大事なことでと思います。私なりに情報館に足運ばせてもらっています。非常に人数が増えたからどうだということを僕言っているんでないんですよ。入館していただく努力、正直言って僕は一瞬カウンターに入れかえ、あそこ模様がえよくしていますよ。お年寄りからお子さん連れのお母さんまで来る。入りやすい状況をつくっていただきたい、そういう努力をされていると私は思っているんですよ。それで入館状況を聞いたんですけども、ぜひ、私なりに、頑張っていないということではなくてエールを送りたいんです。一生懸命模様がえなり、入りやすい状況を努めていると、そういう理解をしています。今後も、だから入館していただけるとは限らないと思うんですよ、やっぱり。町の趨勢なり、そういう状況があつて。でも、やはり情報館の職員の皆さん一生懸命そういうふうに取り組んでおられる姿勢というものは私なりに感じるものがあります。これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今後も、きちつとそういう形で、来られる方に対してもきちつといろいろな面に対応できるようにしてまいりたいと思います。

●委員長（中川委員） いいですか、9番。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） ほかに、ここではありませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員　ここでお聞きしますが、スポーツを進める上で、やり過ぎやいろいろ間違っ
た指導をしたりして体を壊してしまう例が時々ある。スポーツ障害というふうにくくら
れますがね。

それで、厚岸町の場合には、その点について非常に意を払って進めている非常に先進
的な町だと私は評価していますが、今年はそのスポーツ障害に関してはどのような取り
組みをされてきたか。また、この後どのように進めていくか。簡単で結構ですから、お
知らせいただきたい。

- 委員長（中川委員）　体育振興課長。

- 体育振興課長（木村課長）　スポーツ障害の取り組みにつきましては、この間、スポー
ツ関係者や学校の先生等々対象にした講演会、あるいはテーピング講習会等を開催して
きております。

今年度につきましては、3月の1定で委員からもPTA、父母だとか、父母を含めた
広くできないかというご提案をいただいておりますが、その中で検討してきた結果、
少年団の練習といいますか、広場を使ったり野球場を使ったりしている状況を見たとき、
やはり少年団の指導者は一生懸命頑張っているんですけども、何せ学校の先生とか職業
を持ってやられている方が多いということで、子供たちは3時半とか4時に来るんです
けども、やっぱりそういう練習を見たときに、ウォームアップについてちょっと不十分
ではないのかなという感じがしたわけなんですよ。そういったときに、やはりきちんと
準備体操、ウォームアップをしないとけがのもとになると。そういった状況で検討した
結果、やはり少年団の指導者たちを増やすのがまずは先ではないのかということで、今年北
海道体育協会等から講師を派遣していただきながら、少年団の資格を持った人間をふや
す取り組みということでかえさせていただきました。これは、朝9時から夜の6時まで
2日間びっしり講義、あるいは実動といいますか、実技をやりながら論を含めて少年団
の人に当たっていく指導者を増やすということでやってきました。

今後の取り組みですけれども、来年1月に実態調査の3回目を実施する予定になっ
ております。統計的に3回はどうかというのがありますけれども、ある程度3回の障
害実態を調査することによって、厚岸町の状況というのはある程度見えるのかなと、そ
ういうふうに考えております。その調査の結果を見ながら、じゃ、どういうことが障害
が多いのかと、どういうスポーツで起きているのかということを見ながら、今後の方
向性を出していきたいというふうに考えております。

- 委員長（中川委員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（中川委員）　ほかに、ここではありませんか。

（な　し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2目社会体育費。

6番、堀委員。

●堀委員 私は、ここで科目にはないんでしょうけれども、人材発掘といった中で、2020年には東京オリンピック、さらにはその先には札幌の冬期のオリンピック立候補するような状況の中において、厚岸町において子供たちの人材発掘、スポーツ発掘というのかな、人材発掘プログラムというか、そのようなものというのはやられているのでしょうか、どうなのか教えてください。

●委員長（中川委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 2020年のオリンピック等々に向けた取り組みというのは、やっておりません。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうでしょうね、聞いたことがないのでやってないと思うんですけども、ただやはり各都道府県など、主に都道府県なんだろうけども、道はたしか冬季種目で、たしかクロスカントリーとかリュージュとかという3種目ぐらいがそのような発掘プログラムがあるんでしょうけれども、夏のスポーツの発掘プログラムというのは北海道でもやっていないと。

ただ、北海道においても、やはりもっと幅広いスポーツの人材発掘プログラムというものをやっぱりつくってもらわなければならないし、その下地としては、各市町村においてもやはりもっともっと人材発掘というものに対して頑張ってもらえれば、子供たちもその目標というものが身近に感じれば、やはりより努力もするというふうにも思うんですよね。確かに、1町村でいろんな種目を全部やるというものは無理でしょうけれども、近隣市町村なども含めた中では分散するような形の中でいろんな種目の人材発掘、そういうものをやはり今後は考えていくべきだと思うんですけども、この点については社会体育としてどのように考えているのか、お聞きしたいんですけども。

●委員長（中川委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 現在、厚岸町でいいますと、少年団、子供たちのスポーツというのは、指導者の関係を含めて大変限られていると。例えば、女の子のスポーツでいいますと、ミニバスケットの少年団しかない。中には、野球あるいはサッカーに女の子も入っていますけれども、そういった面では、失礼、陸上もあります。もしかしたら、違う才能があるけれども、やる機会がない、めぐり会える機会がないというのが確かにあると思います。そういった面では、本来であれば都会のようにいろんなスポーツ競技

があって、そこに自由に参加できるというのはいいのかもしれませんが、なかなか施設の問題、それから指導者の問題等々があります。

今、釧路の協議会でもいろんなことを含めて検討しておりますので、これらについては、そういったことを含めて今後の課題かなというふうには考えております。

●委員長（中川委員） ほかに、ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

94ページ、3目温水プール運営費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 過日、温水プールの閉館期間の延長といいますか、開館期間の短縮といいますか、それをせざるを得ない状況になってきたというお話を聞きました。ちょっと今、手元に数字がないので申しわけないんですが、そのときの説明によると、最盛期はこのぐらい入館者があったんだけど、現在はここまで減ってしまったと。せめてこのぐらいあればまだまだいいんだけどと。それを一つの目標にして頑張っておりますというお話がありまして、担当者としては非常に大変な努力をしながらせつない思いをしているんじゃないかということは推測いたします。それで、開館期間が短縮されたということについて、今、私がとやかく言う気は全くございません。それは、通年で開けるような状況があればそれは一番いいんでしょうけれども、経費等の関係ですから。

それで、一つ提言というか申し上げたいんですけども、これ担当者としてはプールの利用者が少なくなった。これをもっと多くするような形でプールが使えれば、町民の皆さんに使われてもらえばいいんだがという発想になるかと思えます。ただ、町全体の間から見ていきますと、せつかくあれだけの施設があるわけですから、それをどのように有効活用するかという視点になるかと思うんです。そうしますと、体育振興課一人の問題ではないだろうと。例えば、このごろ国保の会計はひとところよりは随分よくなっていますけれども、高齢者の皆さんでも、もちろん町民の皆さんが健康に過ごしていただければ国保の会計はよくなるわけです。これは当たり前のことなんです。となると、そういうために、みんなの健康増進のためにプールというものをもっと利用できないのかという観点もあると思います。これ、一つの見方ですよ。まだまだいろんな、そういう観点があると思うんです。

そうしますと、そういうような見方からいけば、体育振興課が一人の身には余る話なんですよ。いろんな部門の方が一緒になって、何ていうんですか、よく世間で言われるのはプロジェクトチームなんて言うんだけど、いろんな方面からの知恵を出し合って、そして利用者の人数をふやせばいいんだということではなくて、この一つの施設をいろんな方面で有効に使って、施策の実を上げるその資源として、まだまだ有効に活用できるんじゃないかという視点からお考えになってはいかがだろうか。

例えば、上尾幌地区の方が、片無去地区の方が、トライベツでもいいんだけど、湾月

町の奥のプールを使うには地形的には非常に難しいという話があります。そんなら、何か特別の事業をやるときには送迎のバス出せばいいわけです。というふうに、いろんな人たちの力を入れて、こんなものに使えないかというようなことを進めていってはいかがでしょうか。

今回、利用者が少なくなってきたので、開館時期を短縮せざるを得ないということがありましたので、これを逆手にとってというのも変な話ですが、一つのチャンスとしてそういうことをお考えになってはいかがかと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 確かに、プールの利用者は減ってきております。ただ、私たちが手をこまねいて見ているだけではなくて、何かできないのかと。今、言われたそういう状況の中では、一時お年寄りの水中を歩く教室等々も検討しました。前にお話したかと思いますが、これはやはり私たち単体では無理な状況。お年寄りの状況、健康を判断する、そういったものについてはやっぱりプロの方にきちっと見ていただかないと、何かあったときに困るという状況もあります。そういった面では、言われたプロジェクト、町長部局とも協議しながら、病院、あるいは民間の病院を含めて、お互い協力できるものはしていただけるのかということも含めながら、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

●委員長（中川委員） ほかに、温水プール運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） それでは、進めてまいります。

11款 1 項公債費、1 目元金。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 目利子。

（な し）

●委員長（中川委員） 12款 1 項給与費、1 目も給与費。ございませんか。

8 番、竹田委員。

●竹田委員 温水プール運営費で本当は聞くべきなんですけれども、給料にかかわる問題なので、給与費でちょっとお聞きしたいと思います。

この温水プールを一つ例に挙げることもなんですけれども、ほかにも施設的にその期間だ

けが臨時職員、または臨時勤務者とでも申しますか、そういう人たちが通年雇用ができないという部分の問題点があります。こういった人たちが、一年中働きたいという思いは当然あるわけなんですけども、時期的にしか働けない、要するに季節の勤務しかできないということになります。こういった人たちの手当の部分については、町にはいろんな施設があるんですけども、そういった人たちに対してはどのような扱いをしているのか、またどういふふうに、要するに臨時ですから通年雇用にはなっていないわけですから、その部分について、町として、そういう人たちに何らかの施しをしているというか、手当はどのいふふうにしているのか。終わりだから終わりだと、来年また採用するかどうかわからないという不安定な状況も出てきます。そういった部分を含めて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 手当という意味合いでは、一般的に私たちが年に出る手当という考え方でよろしいのでしょうか。（発言の声あり）

●委員長（中川委員） 休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

●委員長（中川委員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（會田課長） 町内、町の中では臨時職員、非常勤職員それぞれ任用させていただいております。やはり、その任用に当たっては、それぞれの使うところによって期間も定められておりますし、また、その臨時職員という身分上、臨時に必要な場合に職員を任用するということからして、その期間に応じて任用しておりますけれども、その後、町としてその方をその年間の中で、違うところで任用するといった手当的なことをしているかというのと、町として積極的にそれを行っているというような現状ではございません。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 課長、聞きたいことをそっくり言っていただいております。

要は、人に対する配慮という部分の手当という部分で聞きたかったんですけども、要は期間、プールについては12月から4月までですか、5カ月間、冬期間で閉鎖という形だっているふうに聞いてたんですけども、ほかの施設についての部分についてはデータがないのでわかりません。ただ、身分の保障という部分については臨時なので、町の条

例上そういった部分を配慮する必要はないというふうに考えるのが当然というふうに言えば当然です。ただ、人間対人間ですから、ましてや、臨時で扱う人間も厚岸町の町民であります。そういった部分で、これもいろいろ議会の中でそういう臨時職員だとかパート扱いのような方々に、もう少し何らかの配慮が必要でないかという議論は議会の中でも何度かされてきました。ましてや、次の時期に必ずしもその場所、そのところでまた再就職ができるかどうかといったこともまたないわけですよ、身分上の保障としては保障がないわけですから。せめて、本人の意向、もう止めたいとか、もう行きたくないとか、また本人の不服申し立てみたいのがあって次期は稼ぎたくない、勤務したくないんだということがなければ、本人の希望が、来年度も使っていただきたいという希望が持てるような、そういう配慮をぜひ何らかの形でしていただけないかなというのは、臨時で働いている人たちの実は思いです。今年働いたから来年もいいということじゃなくて、やっぱり安定的な、毎年使っていただけるんだというその安心感がなければ、次のステップに行けないと、来年どうしようというそういう不安が常にあるということ自体が、配慮という部分については非常に欠けてしまうんじゃないかなというふうに。

町長、ぜひ、どういった形で配慮ができるのかという部分、どういった部分で身分を保障するというところまではできないのかもしれないけども、そういった悲しくなるようなそういう年間雇用がしてもらえない人たちのために、何かいい手当があれば考えていただきたいと思いますが、要望をして終わります。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 可能な対応はさせていただきたいと思いますが、臨時の職員、もしくはパートの職員を働いてもらうその部署部署で、例えば保育所でありますと、新たにこの前も議論ありましたけども、障害者の方が入ってきてそれをフォローしなきゃならない事態が生じたとか、保育をする人数が毎年増減があるわけですね。そういうようなことで対応させていただくために、そういう臨時という形で対応させていただいております。そして、年間の所得が扶養者から外れない程度に働かせてもらいたいんだという方も中にはいらっしゃいます。それらの個々の事情をよくそれぞれの担当で把握させていただいて、可能な対応をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（中川委員） よろしいですか、8番委員。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） ほかに、ございませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、1 ページにお戻り願います。

第2条の債務負担行為の補正です。第2表の5 ページをお開きください。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 次に、1 ページにお戻り願いまして、3条の地方債の補正です。6 ページから7 ページでございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） それでは、総体的にございませんか。9 番、南谷委員。

- 南谷委員 12月9日付夕刊でございますが、高橋総務相、10日付で12月の特別交付税の関係、道内245億円と発表されました。これは対前年比2.8%の減。そうしますと、例年、厚岸町も12月と3月にこの特交というものを受けておるわけでございますが、現時点での道内、道に45億円、道内町村には199億9,900万円配分と、こういう発表がなされました。これを受けて、本町としてはこの関係どのように捉えているのか、まずもってお尋ねいたします。

- 委員長（中川委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 特別交付税につきましては、ルール配分がございまして、このたび配分されましたのは、ルール分という部分でございます。12月と、今回12月交付と通常言われている部分で、あとは3月に、これは特殊な財政需要に応じて交付される部分。この12月と3月の部分を合わせて特別交付税の総額というのが決まるという仕組みになってございます。

今回は、ルール分の支給でございまして、実は交付税自体は地方交付税総体、普通交付税と特別交付税の総体の国家の予算は前年比1%の減です。その中で、全体の交付としては、特別交付税総額は3%の減が12月分の交付としては減であったという公表がされているところでございます。これはルール分ですから、それぞれの全国の市町村、都道府県の需要ですね、積み上げた結果で3%減だというふうに捉えるということになると思います。例えば、去年は大きな台風被害が全国で発生しています。ことしも地震が起きたり災害の需要は多いわけでございますが、そういった特別な需要について交付される部分でございますので、その部分が若干去年よりは少なかったのではないかというふうに想定されるかなというふうに思っているところでございます。

厚岸町においても、実は交付額決まりましたが、これもルール分でございますので、去年災害の関係で多くいただいています。その部分が、厚岸町の分は今年当然去年より災害の分が少ないという状況でありますので減っております。これはルールでありま

すから、いたし方ない交付でございます。そういった状況の中での交付であるということでございます。

今後は3月に向けて、これは総体の特殊な財政需要です、積み上げて北海道を通じて総務省のほうにこれから要望を上げていくということになりますので、結果としては3月に総額が決まった中で、どのような状況になっているのかということのほうが大事故かなと思っているところでございます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと頭すっきりしたような気するんですけども、そうしますと私なりに判断すると、この12月補正の段階で当初予算とおおむね大体計画どおり推移しているという判断をしているんですよ。今回の特別交付税の関係も、下がるというもののルール分だと、災害の部分が主だと、そういうことから判断をすると、本町の資金需要、現時点では当初予算組んだ段階から大きな支障を来さないで推移すると、こういう判断をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） このたびの特別交付税の12月分の交付額が、町財政の運営上に大きな影響を及ぼすとか、何らの支障を及ぼすというふうには現段階では考えておりません。これは想定内の範囲であるというふうに思っているところでございます。

●委員長（中川委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） ほかに、総体的にありませんか。

（なし）

●委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

昼食のため休憩いたします。再開は13時でございます。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（中川委員） 再開いたします。

議案第70号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出の予算の補正です。

3 ページ、お開きください。

事項別明細書4 ページからの歳入から進めてまいります。

3 款分担金及び負担金、2 項負担金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 10款繰入金、1 項一般会計繰入金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 項町税費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 5 項特別対策事業費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 4 款前期高齢者納付金等、これ款も項も同じです。すみません。

(な し)

- 委員長（中川委員） 8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 項保健事業費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
ありがとうございます。
- 委員長（中川委員） 続いて、議案第71号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。
第1条の歳入歳出予算の補正。
4 ページ、事項別明細書をお開き願います。
5 ページの歳入から進めてまいります。
3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 7 款諸収入、1 項雑入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 8 款1 項町債。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（中川委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。ありませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） 3 款災害復旧費、1 項簡易水道施設災害復旧費。

(な し)

●委員長（中川委員） 4 款 1 項公債費。ございませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） なければ、以上で歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条、地方債の補正です。

3 ページ、第 2 表の補正です。ございませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（中川委員） 続いて、議案第 72 号 平成 26 年度厚岸町下水道事業特別会計補正
予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第 1 条の歳入歳出予算の補正。

4 ページ、事項別明細書をお開き願います。

5 ページの歳入から進めます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

(な し)

●委員長（中川委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

●委員長（中川委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（中川委員） 6 款諸収入、2 項雑入。

(な し)

●委員長（中川委員） 7 款 1 項町債。ありませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） なければ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

●委員長（中川委員） 2 項下水道事業費。

(な し)

●委員長（中川委員） 11 ページ、3 款 1 項公債費。

(な し)

●委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条の地方債の補正。3 ページでございます。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 続いて、議案第73号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページの歳入から進めてまいります。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（中川委員） 以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

- 委員長（中川委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

（な し）

- 委員長（中川委員） 2 項施設サービス事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、歳出を終わります。

(な し)

- 委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 議案第74号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

1 条の歳入歳出の予算の補正。

3 ページをお開きください。

4 ページの歳入から進めてまいります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 5 款諸収入、4 項償還金及び還付加算金。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 以上で、歳出を終わります。

(な し)

- 委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第75号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

3ページをお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2項自己負担金収入。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2款国庫支出金、2項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 9款諸収入、1項雑入。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、歳出に入ります。
1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。ありませんか。
10番、谷口委員。
- 谷口委員 ここで、この間の説明でちょっとわかんなかったんですけど、介護老人保健施設サービス計上のところで、賃金、臨時職員賃金とあるんですが、介護職員だったか看護職員だったかはっきりわかんなかったんですけど、これの内容についてちょっと教えてください。
- 委員長（中川委員） 町立病院事務次長。
- 病院事務次長（星川事務次長） この賃金の内容でございますけれども、今回これを計上させていただいたのは、看護職員が、上のほうに職員人件費がございますけれども、ここで1名減になったことに伴いまして、スタッフが補充ということになりますので、その分を計上したという中身になっております。
- 委員長（中川委員） 10番、谷口委員。
- 谷口委員 そうすると、これは臨時の看護師の人件費ということですか。
- 委員長（中川委員） 病院事務次長。
- 病院事務次長（星川事務次長） この分につきましては、臨時の看護師じゃなくて介護員になります。全体的に看護師と介護員のトータルの中で施設を運営するんですけども、看護師のほうはなかなか人材不足もありますので見つけられなくて、結果的に介護員の方を臨時で雇ったということになっています。
- 委員長（中川委員） 10番、谷口委員。
- 谷口委員 この介護員は、有資格者なんですか。それとも無資格者なんですか。
- 委員長（中川委員） 病院事務次長。
- 病院事務次長（星川事務次長） 資格は問うておりません。無資格であっても有資格で

あっても関係なく、今回は無資格の者となっております。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

●委員長（中川委員） 次に、議案第76号 平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

1 ページの第2条の業務の予定量でございます。

ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 次に、第3条の収益的収入及び支出、9 ページでございます。

収益的収入に入ります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 項営業外収益。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3項特別利益。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、収益的支出に入ります。
1 款水道事業費用、1 項営業費用。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 項営業外費用。

(な し)

- 委員長（中川委員） 3 項特別損出。

(な し)

- 委員長（中川委員） 収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条の資本的収入及び支出です。

11 ページをお開き願います。

初めに、資本的収入。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（中川委員） 4 項他会計補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 6 項補償金。ありませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） なければ、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 ページにお戻りください。

5 条の企業債の補正です。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 7 条の他会計からの補助金の補正。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

●委員長（中川委員） 議案第77号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

1 ページの2 条の業務の予定量の補正です。

6 番、堀委員。

●堀委員 昨年もそうだったんですけれども、当初予算で業務予定量、患者数です、1日平均の患者数などもふやした中で当初予算を組んで、昨年も同じようにまた12月で業務量を減らしてきたんですけれども、昨年は3月にもまたさらに業務量の減額補正というも

のがあったんですけれども、今回は、12月の減額補正でほぼ終わりなのか、また3月になったら減る要因というものがあるのか。

提案理由の説明の中では、医師の外科医師がいなかったということが業務予定量の減少の要因だというふうに説明されていたんですけれども、10月からは外科医師が来たわけでありますから、当然3月までのある程度の予定量の見込みというものが立っているというふうに私は思うのですよ。であれば、今回のこの減額補正のみで、3月はほぼ一人二人の異動はあるのかもしれませんが、それでいけるというふう考えておいてよろしいでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務次長。

●病院事務次長（星川次長） 患者の増嵩ですけれども、提案理由の中でもご説明申し上げたとおり、委員おっしゃったとおりの中身で今推移してございます。

ただ、今単純に10月の外科の常勤の先生が来られたということで、単純に10月だけの比較でいきますと、去年を上回っているような状況になっております。これは、昨年の場合には週3日の診療だったということがあっての話なんですけど、今は常勤ですので、そういった部分が若干でありますけど上向き傾向にあるという状況にございます。ただ、今後の見込みにつきましては、感染症の状況ですとかそういった動向がありますので一概には申し上げられませんけども、今現在の見込みとしてはこのまま推移していければなというふうには思っておりますけれども、状況によってはまた数を減らすことになる可能性もなきにしもあらずというような状況になると思います。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 当初予算のときに、業務予定量が実績に比べて随分多いんじゃないかというようなことも質問などもさせていただいたんですけれども、であれば、つまり今回、町からの不足分の補助金といった中では8,000万円というものが出てきているんですけれども、それにあわせて業務の予定量を減らしたというものではないと。あくまでも、実際の病院の患者動向の中での減であって、ほぼ多少の変動要因というのは当然ありますからあれですけれども、現在見込める中での数値だとふうに考えていていいということによろしいのでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院事務次長。

●病院事務次長（星川次長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（中川委員） ここで、業務予定量の補正でほかにございませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） 休憩します。

午後 1 時23分休憩

午後 1 時24分再開

- 委員長（中川委員） 再開します。

次に、2 ページの第 3 条、収益的収入及び支出。

11ページ、お開き願います。

収益的収入から進めます。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

(な し)

- 委員長（中川委員） 2 項医業外収益。

9 番、南谷委員。

- 南谷委員 医業収益で、他会計補助金8,312万1,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。ここよろしいですか。

昨年度、平成25年度末で、この12月末時点で3億4,800万円、ここに計上されている数字が3億4,200万円、差引きすると前年対比600万円ほど下がっております、前年対比。この数字だけの補正後の数字でございますけれども、他会計からの繰り入れというのが600万円ほど下がっている。医業収益も落ちているんですけども、非常に気になるのが、病院の今年の12月時点での収益状況はどうなっているんだろうというのが私の懸念するところでございます。

この補正に当たって、事務長補佐のほうからは、次長ですか、ちょっと僕もわかんないですけども、非常に厳しい状況だという話の説明がありました。それぞれ会計が、表示方法が変わったのでこのようになるということを伺いまして、余計頭のほうで混沌としてまいりました。

私なりに判断をさせていただくと、総体、病院事業の収益状況というのは前年とは余り変わってないんでないのかなと私はそれなりに捉えておるんですけども、この他会計からの補助金の推移だけを見ると600万円ほど去年よりも下がっていると、この部分だけです。そういう実態からして、実際に病院の運営というのは、現時点でどのような推移をしているのか、お尋ねをさせていただきます。

- 委員長（中川委員） 病院次長。

- 病院事務次長（星川次長） 他会計補助金の全体的なお話しですけども、提案説明の中でも若干触れさせていただきましたけれども、委員おっしゃるとおり3条への収益的収支予算に対する補助金については、おっしゃったとおり前年に比べて600万円ほど減額

になっているというような状況ではありますけれども、一方で、補助金全体を見たときになんですけれども、そうした場合には、昨年の同時期で4億2,400円ほどありました。今回、全部で4億4,000万円ということで、逆に3条、4条、収益的収支合わせての分ですけれども、1,500万円ほどが増えているというような状況になってございますので、全体的には今現在12月現在では増えているというような状況になってございます。

ただ、収益的収支の部分、3条予算に絡む部分につきましては、昨年と大きく違うところが、昨年は外科医師が非常勤であったということで、週3日間の診療しかできなかったという分に対しまして、今回10月からですけれども常勤の先生が来ていただいているという部分がございますので、そういった部分では患者数も若干でありますけれども伸びつつあります。なので、そういう部分は経営的には改善しつつあるのかなというふうに思いますけれども、ただ3月までの状況まだありますので、それは今後注視していかなきやならないなというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、他会計からの補助金なのですけれども、4条のほうも含まれるものですから広がることをお許しをいただきたいと存じます。

1,500万円というのは、前のほうに、この3ページのほうに記載されている部分なのかなというふうに理解をさせていただいたんですけれども、これだけでは今言ったような説明で理解できるんですけれども、今年についても前半は厳しい状況にある。それから、償却の関係も含めて今回表示方法が変わってきた部分なんかはあんまり関係ないんでしょうか。その辺は、今回の数字というものにどう影響あるのかなというのは非常に興味のあるところなんです。今後の常勤が増えたということで、最終的にはある程度頑張っていたただけるかなと、こういう判断をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 病院次長。

●病院事務次長（星川次長） 収益的収支に、他会計の補助金の動きですと、そういった今まで説明した内容でいくんですけれども、ただ、会計センターの見直しということで、見なし償却という今回補正させていただいておりますけれども、その部分につきましては会計制度が見直しになったということで、実際この部分につきましては現金を伴わない経営の手法でございまして、そういった部分については一般会計の補助金全体に通しての部分については影響してこないというようなこととなりますけれども、会計の判断をする段階においてはこの部分が費用化しておりますので、収支のほうに影響してくるという状況になってございます。

●委員長（中川委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（中川委員） ほかに、ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、収益的収入を終わります。

同じく、11ページの収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 2 項医業外費用。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、2 ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出です。

13ページ、資本的収入から進めます。

1 款資本的収入、1 項補助金。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、資本的支出を終わります。

3 ページにお戻りください。

3 ページの5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。
ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、6 条の他会計からの補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（中川委員） 以上で、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算9件の審査は、全部終了いたしました。
よって、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後1時33分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年12月12日

平成26年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長

副委員長